

# 地域安全ニュース

池田地区防犯協会  
池田警察署 572-0110  
みんなで作ろう  
安心の街

## 注意 特殊詐欺警報発令!

道内において特殊詐欺の被害が  
連続発生しています

### ケース①

息子を名乗る者から電話があり、  
「病院で受診中にカバンを盗まれた」  
「カバンには会社のお金や通帳が入っていた」  
「早急にお金が必要だ」  
と言ひ、現金を用意させ、指定してきた待ち合わせ  
場所で息子の代理を名乗る者に現金を受け取らせ  
る【手交型】と呼ばれる詐欺です。

### ケース②

役所職員を名乗る男から電話があり、  
「払い戻しの手続きが本日までである」  
「〇〇〇に電話をかけATMで手続きをしてほしい」  
と言ひ、現金を振り込ませる【還付金詐欺】です。  
役所が電話で還付金に関する話やATMで手続きを  
させることはありません。

### 家族にできること…

- ◇家族だとわかる「合言葉」を決めましょう
- ◇普段から相談する人を決めておきましょう
- ◇詐欺の手口に関心を持ち、大切な人に伝えましょう

### 振り込め詐欺かも…!?

疑問・不安を感じたり、  
詐欺だと思ったら…

警察相談電話  
【9110】へ



## 子どもだけの留守番は危険! 夏こそ防犯意識を!

夏休みになると子どもだけで留守番をすることも  
増えますが、同時に子どもが巻き込まれてしまう事  
件も増える時期でもあります。

子どもがひとりになる間は、まず戸締りを徹底し、  
宅配や知り合いでも鍵を開けないなど、できる限りの  
対策を家族で話し合ってください。

駐在だより  
**はるにれ**  
～みんなで作ろう 安全で安心な大地～  
池田警察署 572-0110  
茂岩駐在所 574-2013  
豊頃駐在所 574-2151  
大津駐在所 575-2002  
作成: 砂山和則  
http://www.ikedai-syo.police.pref.hokkaido.jp

## 夏の交通安全運動の実施

～ ストップ・ザ・交通事故  
めざせ安全で安心な北海道 ～  
夏の交通安全運動の実施 7月11日～7月20日  
「ム」チャするな  
「ジ」カンにゆとり  
「コ」コロによゆう

- 子どもと高齢者の交通事故防止  
運転手は、お年寄りや子どもを見かけたらスピードダウン! 歩行者も信号を守り、道路の横断には注意しましょう。
- 自転車の安全利用の推進  
自転車も車両です(軽車両)。車と同じように信号や標識に従って交通ルールを守りましょう。飲酒運転はもちろん違反です!
- 車内全座席のシートベルト着用  
車内に安全な座席はありません。全ての座席でシートベルトを着用し、小さい子供はチャイルドシートとベルトを着用しましょう。
- 飲酒運転の根絶  
飲酒運転根絶条例制定に伴い、飲酒運転を「しない・させない・許さない」という規範意識を持って飲酒運転を根絶しましょう。

～7月13日は飲酒運転根絶の日～

## 海や川での水難事故防止

- 水の力を甘く見ない  
波の力で倒されたり、沖に流される危険があります。水辺で遊んでいる子どものそばから離れず、目を離さないようにしましょう。
- 場所や体調を考えて  
遊泳禁止区域では、どんな危険があるかわかりません。また体調不良時や飲酒しての遊泳は事故の元です。無理をしたり、お酒を飲んで泳がないようにしましょう。
- 釣りは救命胴衣を着けて  
釣りをするときには、胴長を履いた上から救命胴衣を着用して、万が一の水没時に備えましょう。また安全な場所を選び、高波時の防波堤、流れの速い岸辺や滑りやすい岩場は避けましょう。
- ボートは安全な場所で  
水上オートバイは遊泳区域に入らないことや遊泳者などに注意し、安全航行に努め、救命胴衣を必ず着用しましょう。

# 豊頃町空き家等情報バンク制度

…… 空き家等情報バンクにご登録ください ……

この制度は、町内にある空き家等の情報を登録し、インターネット等を通じて本町に興味をもつ方々に公開することにより、物件の有効活用を図り地域の活性化を促進する制度です。

空き家・空き地等を「貸したい」「売りたい」とお考えの方は、ぜひ、本制度のご活用をご検討ください。



- ※本制度は、町が売買・賃貸の仲介を行うものではありません。
- ※売買・賃貸交渉および契約等は当事者間で行っていただきます。
- ※登録にあたっては、登録申込書等の手続きが必要となりますので、制度の詳細は担当係へお尋ねください。

# 豊頃町空き家・空き地利活用事業補助金

…… 空き地の購入・空き家の賃貸料の一部を補助します ……

空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き地の購入、空き家の賃貸料の一部に対して補助金を交付します。

- ◆ 対象物件  
「豊頃町空き家等情報バンク」に登録された住宅の建築が可能な空き地及び居住可能な空き家。
- ◆ 補助対象者  
① 町内在住者又は移住者で、空き地を購入し、購入後3年以内にその土地に住宅を新築する方。  
② 移住者で、空き屋を賃借する方。
- ◆ 補助金額  
① 空き地の購入費用(租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く。)又は国税庁における土地の評価方法(倍率方式)に準じて計算された評価額の低い方の額の2分の1とし、限度額は50万円。ただし、移住者及び子育て世帯については限度額は70万円。  
② 家賃月額額の2分の1とし、限度額は月2万円。ただし、子育て世帯については、限度額は月3万円。(最大24か月分)
- ◆ 特記事項  
定住促進等住宅取得補助金と併用可。
- ◆ 手続き  
上記のほか、各種要件があります。詳細は担当係までお問合せください。



問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216